

# 小学校施設整備指針

令和4年6月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

## 第1章 総 則

## 第1節 学校施設整備の基本的方針

## 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やICT※を日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応すること、また、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことのできるような柔軟な計画とすることが重要である。

学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

## 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

児童等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、児童の多様化に対応するとともに、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

## 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や、災害時における地域の避難所※又は緊急避難場所※（以下「避難所等」という。）としての役割を果たすこと、さらにまちづくりとの関係に配慮しつつ、景観や町並みの形成に貢献できる施設として計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7関係）。

※緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法第49条の4関係）。

# 中学校施設整備指針

令和4年6月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

## 第1章 総則

## 第1節 学校施設整備の基本的方針

## 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やICT※を日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり対応すること、また、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶことのできるような柔軟な計画とすることが重要である。

学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

## 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、生徒の多様化に対応するとともに、生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

## 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や、災害時における地域の避難所※又は緊急避難場所※（以下「避難所等」という。）としての役割を果たすこと、さらにまちづくりとの関係に配慮しつつ、景観や町並みの形成に貢献できる施設として計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7関係）。

※緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法第49条の4関係）。